

幸区役所職員不祥事防止委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 職員不祥事防止委員会設置要綱第8条の規定に基づき、幸区役所における職員の不祥事の未然防止対策に係る事項について検討するため、幸区役所職員不祥事防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員長等)

第2条 委員会の委員は、幸区役所の部長職並びに課長職とする。

2 委員長は、区長とし、副委員長は副区長とする。

(所管事項)

第3条 委員会は、次の事項を行う。

- (1) 不祥事の未然防止策検討及び報告に関すること。
- (2) 不祥事の事例、情報の収集及び意見交換に関すること。
- (3) その他不祥事未然防止に必要な事項に関すること。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成19年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。